



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

688 形質変更時要届出区域の指定	(環境管理課)	1
689 指定居宅介護事業所及び指定重度訪問介護事業所の指定の取消し	(障害福祉課)	1
690 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課)	2
691 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)	5
692 " "	(" ")	5
693 土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	6
694 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(")	6

告 示

和歌山県告示第688号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和元年11月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 形質変更時要届出区域

和歌山県海南市船尾字中濱260番96の一部（別図のとおり）

2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

基 準	特定有害物質の種類
規則第31条第1項の基準	砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

3 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第58条第5項第12号に該当する。

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南保健所衛生環境課並びに海南くらし部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第689号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定居宅介護事業所及び指定重度訪問介護事業所の指定を次のとおり取り消したので、同法第51条第4号の規定に基づき公示する。

令和元年11月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	取消年月日

3011000 423	合資会社ドリー ム愛	橋本市高野口町田原199番地	居宅介護 重度訪問介護	合資会社ドリー ム愛	橋本市高野口町田原199番地	令和 元.11.7
----------------	---------------	----------------	----------------	---------------	----------------	--------------

和歌山県告示第690号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和元年11月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「ecstasy time」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「FLAME BOTTLE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「2000kg POWER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「DEATH EARTH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「着火FIRE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「METH SPEED-R」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「SEX Hi-Vision」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「dangerous smoke」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「Ash」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「Breath of fire」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「覚醒 paradise」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「perfect dream 072」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「zombie」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「Dream land」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「GOLDEN LAMP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (16) 次の写真を付して、「スーパーレモンヘイズ ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (17) 次の写真を付して、「BLAZE (ブレイズ) ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (18) 次の写真を付して、「MONSTER (モンスター) ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (19) 次の写真を付して、「KATANA ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (20) 次の写真を付して、「MP64 KATANA (カタナ) ソリッド状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (21) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ スーパーシルバーへイズ (Super Silver Haze) ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (22) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ ノーザンライツ (Northern Lights) ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (23) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ マンゴースカンク (Mango Skunk) ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (24) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ レッドドラゴン (RED DRAGON) ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (25) 次の写真を付して、「ラブセックス」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真を付して、「MP45 スピードラッシュ4」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (27) 次の写真を付して、「セックスアート」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (28) 次の写真を付して、「Research chemical K」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (29) 次の写真を付して、「MP23Research chemical J」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (30) 次の写真を付して、「MP23Research chemical J」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (31) 次の写真を付して、「Research chemical E」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (32) 次の写真を付して、「興奮」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真を付して、「SEX FACES」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「媚★薬」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「どんぐり Part. 2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「獄乱アナル」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「cyber sex」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「HIGH TIMES」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「ゴメオ淫乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「梵打」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「姦淫堂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「アナニー剤」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「DRUNCH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「魔G-SPOT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「キメ・前立腺」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真を付して、「Ultimate Devil」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「ゴメオXT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「Ecstasy Love Sex」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「キメ爆汁」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「淫スペルマ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「赤鬼」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (52) 次の写真に示すとおり、「SUMURAI liquid by japan aromadou」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「男欲ドロドロ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「鬼極」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (55) 次の写真に示すとおり、「強トロマン♂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「KING Power」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (57) 次の写真に示すとおり、「Erotica9」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (58) 次の写真に示すとおり、「俺のマシンガン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「KUJIRA」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (60) 次の写真に示すとおり、「Brain Burst」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「ANGEL the LAST」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (62) 次の写真に示すとおり、「Alice time trip」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「PLANT HYBRID」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (64) 次の写真に示すとおり、「KIMESEKU ABNORMAL」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (65) 次の写真に示すとおり、「KIMESEKU PREMIUM」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (66) 次の写真に示すとおり、「SUNSET Chronic」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (67) 次の写真に示すとおり、「自来也」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (68) 次の写真に示すとおり、「めしへのお汁」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (69) 次の写真に示すとおり、「Doping-H」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (70) 次の写真に示すとおり、「E.TOTEMO」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (71) 次の写真を付して、「NINJA REBORN『蘇ったプレミア忍者合法ハーブ』」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (72) 次の写真に示すとおり、「Geronimo」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (73) 次の写真に示すとおり、「INAZUMA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (74) 次の写真に示すとおり、「Sperm」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (75) 次の写真に示すとおり、「Sex Adam」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (76) 次の写真に示すとおり、「Sex Eve」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (77) 次の写真に示すとおり、「Cascade」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (78) 次の写真に示すとおり、「闘魂MAXXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (79) 次の写真に示すとおり、「no-name」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (80) 次の写真に示すとおり、「Nitro Monster」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (81) 次の写真に示すとおり、「Perolian」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (82) 次の写真に示すとおり、「迷える羊」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (83) 次の写真に示すとおり、「特攻」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (84) 次の写真に示すとおり、「SPIDER Z」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (85) 次の写真に示すとおり、「LUXURY VIP」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (86) 次の写真に示すとおり、「鴉 KARASU」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (87) 次の写真に示すとおり、「万華鏡華火」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (88) 次の写真に示すとおり、「SEX UP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (89) 次の写真に示すとおり、「KAMUI」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (90) 次の写真を付して、「HADES NE02」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (91) 次の写真を付して、「ZEUS NE02」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (92) 次の写真を付して、「MINERVA」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (93) 次の写真を付して、「LOVE romance」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (94) 次の写真を付して、「LOVE MUSIC」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (95) 次の写真を付して、「Silent Moon」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (96) 次の写真を付して、「infinity groove」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (97) 次の写真を付して、「ボクノハートヲカンジテ!」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (98) 次の写真を付して、「ノリノリ」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (99) 次の写真を付して、「合法アロマシート『真紅の女王』」の名称で販売される製品であって、その内容物がシート状のもの。

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

令和元年11月19日

和歌山県告示第691号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第692号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第693号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年11月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2 土砂災害警戒区域の名称

松根(592)、平井(593)、真砂(595)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第694号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年11月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

林(105)(II-10287)、林(106)(II-10288)、南(102)(II-10289)、南(103)(II-10290)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)